

かながわベスト介護セレクト20に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の介護サービス事業所等の介護サービスの質の向上や従事者の資質向上、定着確保を図り、介護サービスの質の向上の好循環を目指すことを目的に、優良な事業所に対して、「かながわベスト介護セレクト20」として奨励金の交付及び表彰を行うため、必要な事項を定めるものとする。

また、表彰の実施にあたり、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）に規定するもののほか、この要綱の規定を適用する。

(対象)

第2条 かながわベスト介護セレクト20（以下「セレクト20」という。）の対象は、神奈川県内で介護保険法（以下「法」という。）に基づく別表第1のサービスを提供している介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）とする。

ただし、応募年度以前において、セレクト20の表彰を3回受けた事業所は除くものとする。

(応募要件)

第3条 前条に規定する事業所は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 応募年度の4月1日を基準として、事業所指定から3年が経過していること。
- (2) 応募年度及び前年度以前3年度において、事業所が指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと、かつ市町村から虐待の認定を受ける等の重大な不祥事を起こしていないこと。
- (3) 応募年度及び前年度において、個人情報の流出やハラスメント等の不祥事を起こしていないこと。
- (4) 法第115条の35第1項に基づく介護サービス情報公表制度において、事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野合計28点以上であること。
- (5) 「神奈川県介護サービス事業者によるサービスの質等の向上宣言の実施に関する要綱」に基づき、かながわ介護サービス等向上宣言を行っていること。

(応募方法)

第4条 セレクト20に応募する法人の代表者は、事業所ごとに次の書類を知事に提出する。このほか、必要に応じて参考資料を添付することができる。

なお、取組実績等に係る基準日及び対象期間は、応募年度の前年度（一部項目については過去3年度）とする。

- (1) かながわベスト介護セレクト20応募書兼優良介護サービス事業所「かながわ認証」申請書（第1号様式）
- (2) サービスの質の向上、人材育成・処遇改善に係る取組実績（第2号様式）
- (3) 要介護度の維持・改善に係る評価対象利用者（入所者）名簿（第3号様式）

- 2 前項のほか、市町村や事業者団体等の第三者は、推薦書（第4号様式）を知事に提出することにより、優良な事業所を推薦することができる。なお、推薦にあたっては、前条第1項に規定する応募要件を満たしていることを確認するとともに、被推薦事業所の同意を得るものとする。
- 3 知事は、前項の規定により推薦書を受理した場合は、被推薦事業所に対して、第2号様式及び第3号様式の提出を依頼するものとする。

（セレクト20選考会）

- 第5条 知事は、別表第2及び別紙により、セレクト20の選考を行う。ただし、応募年度及び前年度以前3年度において、法人が重大な不祥事を起こしていた場合、選考しないことができる。
- 2 前項の選考に当たっては、選考会を設置する。なお、選考会は、委員10名以内をもって組織する。

（選考に当たっての検証）

- 第6条 前条の選考に当たっては、第4条の規定に基づいて応募のあった事業所において、取組状況を検証する。

（セレクト20の決定）

- 第7条 知事は、前2条の選考に基づき、20事業所以内を決定する。
- 2 知事は、第5条に基づく選考を行った事業所に対して、かながわベスト介護セレクト20評価点数表（第5号様式の1から6）により、別表第2の大項目ⅠからⅢに係る評価結果を交付する（第5条第1項ただし書きに該当する事業所及び「優良介護サービス事業所『かながわ認証』に関する要綱」第7条第1項並びに第3項に基づき認証評価点数表を交付する事業所を除く）。

（奨励金の交付）

- 第8条 知事は、セレクト20決定事業所に対して、介護サービスの質の向上に資する奨励金を交付するものとする。
- 2 奨励金の交付額は、1事業所あたり100万円とする。

（表彰）

- 第9条 知事は、前条に規定する交付と併せて、表彰状により表彰する。
- 2 表彰は、介護フェアinかながわにおいて行う。

（表彰等の取消）

- 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を取り消し、奨励金を返還させることができる。
- (1) 虚偽又は不正な手段により表彰を受けたことが判明したとき

(2) その他知事が必要と認めるとき

(公表)

第11条 知事は、セレクト20決定事業所の情報をホームページにおいて公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

サービス区分	介護サービスの種類
訪問系サービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	夜間対応型訪問介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系サービス	通所介護
	通所リハビリテーション
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	地域密着型通所介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	認知症対応型共同生活介護
入所系サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	短期入所生活介護（併設施設を除く。）
	短期入所療養介護（併設施設を除く。）
	介護医療院

別表第2

かながわベスト介護セレクト20評価基準

大項目	中項目	小項目（評価指標）	サービス区分						
			訪問系		通所系		入所系		
			訪問リハビリテーション	訪問看護・サービス	小規模多機能型居宅介護	その他のサービス	居住系	特養・介護医療院	老健
I サービスの質の向上 (70)	(その1)	【事業所からの報告により把握】 ○ 要介護度の維持・改善率 維持者+改善者×2 当該事業所のサービスを3か月以上利用している者のうち、対象期間内に更新・変更認定を受けた者	30	30	30	30	30	30	30
		リハビリテーションの充実 【事業所からの報告により把握】 ○ リハビリテーションに係る職員配置 (常勤換算数で機能訓練指導員等の加配状況を評価)	/	/	/	20	/	/	/
		在宅復帰 【事業所からの報告により把握】 ○ 対象期間に退所した者のうち、自宅等に退所した者の割合	/	/	/	/	/	/	10
	(その2)	看取りへの対応 【事業所からの報告により把握】 ○ 24時間連絡できる体制(24時間連絡体制)の有無 ○ 看取りに関する指針や個別計画の策定 ○ 看取り介護に係る技術向上(看取り研修の実施状況) ○ 看取り介護実施実績(看取り件数)	20	20	20	/	20	10	/
		(2) 中重度要介護者の対応 【事業所からの報告により把握】 ○ 利用者の平均要介護度	10	10	10	10	10	20	20
		(3) 認知症高齢者の対応 【事業所からの報告により把握】 ○ 基準日時点の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の受入割合	10	10	10	10	10	10	10
		(4) 具体的な取組の内容による加算 【事業所からの報告により把握】 ○ チェック項目による加算	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
II 人材育成・処遇改善 (50)	(1) 介護職員等※2の離職率・勤続年数 【事業所からの報告により把握】 ○ 過去3年間の離職率の平均 ○ 介護職員等※2のうち、3年以上の勤続年数のある者の割合	20	10	10	10	10	10	10	
	(2) 介護職員が有している資格 【事業所からの報告により把握】 ○ 基準日時点の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合	/	10	10	10	10	10	10	
	(3) 研修の実施状況 【事業所からの報告により把握】 ○ 外部研修、内部研修の参加状況 (延べ人数/介護職員等の総数)	20	20	20	20	20	20	20	
	(4) ワークライフバランスに基づく職場環境整備 【事業所からの報告により把握】 ○ 年次有給休暇取得率、育児・介護休暇取得状況等	10	10	10	10	10	10	10	
	(5) 具体的な取組の内容による加算 【事業所からの報告により把握】 ○ チェック項目による加算	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
III その他 (20)	(1) 介護サービス情報公表制度の評価 応募要件となる介護サービス情報公表制度でレーダーチャートとして公表されている運営体制・提供体制等を評価	20	20	20	20	20	20	20	
優良介護サービス事業所「かながわ認証」の審査に係る評価合計点			140						
IV 総合評価 (100)	(1) サービスの質の向上に係る具体的な取組の内容 【事業所からの報告により把握】 ○ 記述欄の内容等を選考会委員が総合的に評価		30	30	30	30	30	30	30
	(2) 人材確保・人材育成・処遇改善に係る具体的な取組の内容 【事業所からの報告により把握】 ○ 記述欄の内容等を選考会委員が総合的に評価		30	30	30	30	30	30	30
	(3) 検証調査の評価 ○ 第三者評価の評価項目に基づく検証調査 ○ 過去3年間の第三者評価受審実績による加算		20	20	20	20	20	20	20
	(4) 選考会における総合評価 選考会において、総合的な評価を行う。		20	20	20	20	20	20	20
「かながわベスト介護セレクト20」の選考に係る評価合計点			240						

※1 事業所の取組内容（4項目）に応じて、評価点に最大8点加点する。

※2 介護職員等とは、利用者に直接サービスを提供する職員（介護職員、訪問介護員、機能訓練指導員、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、看護師又は准看護師））を言う。

かながわベスト介護セレクト20 評価基準

1 サービスの質の向上に係る成果・取組内容

(1) 要介護度の維持・改善（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
$\frac{\text{要介護度の維持者（A）} + \text{改善者数（B）} \times 2}{\text{当該事業所のサービスを3か月以上利用している者のうち、対象期間内に更新・変更認定を受けた者（C）}}$	0.7

※要介護度5の者であって、更新・変更認定後も維持した者を除く。

実績	点数
1.3以上	30
1.1以上～1.3未満	21
0.9以上～1.1未満	15
0.7以上～0.9未満	9
0.7未満	0

(2) リハビリテーションの充実（通所系（小規模多機能型居宅介護を除く））

小項目（評価指標）	基準値
リハビリテーションに係る職員配置 （通所介護における機能訓練指導員等の常勤換算数で加配配置状況）	（通所介護）機能訓練指導員の配置数が常勤換算により1.0人
	（通所リハ）利用定員に対して、個別リハビリテーションを20分以上提供するために必要なPT、OT、STの常勤換算による配置数

実績	点数
基準値に対して、1.0以上の加配	20
基準値に対して、0.7以上1.0未満の加配	15
基準値に対して、0.4以上0.7未満の加配	10
基準値に対して、0.1以上0.4未満の加配	5
基準値に対して、0.0以上0.1未満の加配	0

（例）定員の総数50人の通所リハビリテーション事業所

1週間のうち常勤職員が勤務すべき時間40時間（1日8時間）

- ・個別リハビリテーションに必要な時間 20分×50人 = 1,000分（16.6時間）
- ・個別リハビリテーション実施日に必要な配置数 16.6時間÷8時間 = 2.0人
- ・当該事業所の実際の配置人数 2.5人
- ・実績 2.5人 - 2.0人 = 0.5人 5点

※計算は、すべて小数点第2位以下を切り捨て

(3) 在宅復帰率（入所系（介護老人保健施設））

小項目（評価指標）	基準値
対象期間に退所した者のうち、自宅等に退所した者の割合	30／100

実績	点数
45以上／100	10
40以上45未満／100	7
35以上40未満／100	5
30以上35未満／100	3
30未満／100	0

(4) 看取りへの対応（訪問系、通所系（小規模多機能型居宅介護）、居住系、入所系（介護老人福祉施設等））

小項目（評価指標）	基準値
24時間連絡できる体制（24時間連絡体制）の有無	体制の有無
看取りに関する指針の策定又は利用者個々に看取り介護に係る計画の作成	策定又は作成の有無
看取り介護に係る技術向上（看取り研修の実施状況）	研修の有無
看取り介護実施実績（看取り件数）	実績の有無

実績	点数	
	訪問系、通所系（小規模多機能型居宅介護）、居住系	入所系（介護老人福祉施設等）
4項目該当	20	10
3項目該当	15	7
2項目該当	10	5
1項目該当	5	3
該当なし	0	0

(5) 中重度要介護者の対応（全サービス）

小項目（評価指標）	点数	
	訪問系、通所系、居住系	入所系
利用者の平均要介護度	平均要介護度（最大値5）×2	平均要介護度（最大値5）×4

(6) 認知症高齢者への対応（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
基準日時点の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の受入割合	(訪問系、通所系) 20/100 (居住系) 50/100 (入所系) 60/100

実績			点数
訪問系、通所系	居住系	入所系	
35以上/100	65以上/100	75以上/100	10
30以上35未満/100	60以上65未満/100	70以上75未満/100	7
25以上30未満/100	55以上60未満/100	65以上70未満/100	5
20以上25未満/100	50以上55未満/100	60以上65未満/100	3
20未満/100	50未満/100	60未満/100	0

(7) 取組内容や支援方法の内容等（全サービス）

次のチェック項目に該当する場合は、「I サービスの質の向上」の合計点に、各2点を加算する。ただし、「I サービスの質の向上」の合計点は70点を上限とする。

チェック項目	加算点数
県が作成した高齢者の権利擁護のための研修プログラム又は同程度の資料・教材を活用し、全従業者を対象とした研修を実施 〈同程度の例〉 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html) 」に沿った内容、合計2～3時間程度の研修など	各2点
認知症未病改善と健康の維持向上を目的に、コグニサイズの実践	
介護ロボットの導入又はICTを活用した介護現場の生産性向上を目指した実践 (例：アシストスーツの導入、科学的介護情報システム（LIFE）の活用など)	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	

2 人材育成・処遇改善等に係る成果・取組内容

(1) 介護職員等の離職率（全サービス）

(2) 介護職員等の勤続年数（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
過去3年間の離職率の平均	16.5
基準日時点の介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者の割合	30/100

離職率 実績	点数		勤続年数 実績	点数	
	訪問看護、 訪問リハ*	その他		訪問看護、 訪問リハ*	その他
10.5未満	10	5	45以上 / 100	10	5
10.5以上12.5未満	7	4	40以上45未満 / 100	7	4
12.5以上14.5未満	5	3	35以上40未満 / 100	5	3
14.5以上16.5未満	3	2	30以上35未満 / 100	3	2
16.5以上	0	0	30未満 / 100	0	0

※訪問リハビリテーション

(3) 介護職員が有している資格（訪問系（訪問看護、訪問リハビリテーションを除く）、通所系、居住系、入所系）

小項目（評価指標）	基準値
基準日時点の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合	（訪問系（訪問看護、訪問リハビリテーションを除く）、通所系） 30/100 （居住系、入所系） 50/100

実績		点数
訪問系（訪問看護、訪問リハビリテーションを除く）、通所系	居住系、入所系	
45以上 / 100	65以上 / 100	10
40以上45未満 / 100	60以上65未満 / 100	7
35以上40未満 / 100	55以上60未満 / 100	5
30以上35未満 / 100	50以上55未満 / 100	3
30未満 / 100	50未満 / 100	0

(4) 研修の実施状況（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
外部研修、内部研修の参加状況 （研修の延べ参加人数／介護職員等の総数）	職員1人当たり1回

実績	点数
1.6以上	20
1.4以上～1.6未満	14
1.2以上～1.4未満	10
1.0以上～1.2未満	6
1.0未満	0

(5) ワークライフバランスに基づく職場環境整備（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
年次有給休暇取得率（全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない））	30%
育児休業取得実績の有無	実績の有無
介護休業取得実績の有無	実績の有無

年次有給休暇取得率 実績	点数	育児休業取得実績 実績	点数 ※	介護休業取得実績 実績	点数
80%以上	6	実績有	2	実績有	2
60%以上80%未満	4	実績無	0	実績無	0
30%以上60%未満	2	※ 育児休業について、男性が取得している場合は6点とする。ただし、合計点は10点を上限とする。			
30%未満	0				

(6) 取組内容や支援方法の内容等（全サービス）

次のチェック項目に該当する場合は、「Ⅱ 人材育成・処遇改善」の合計点に、各2点を加算する。ただし、「Ⅱ 人材育成・処遇改善」の合計点50点を上限とする。

チェック項目	加算点数
キャリアパスの整備	各2点
介護職員の資格取得に向けた研修受講費等の負担	
代替要員の確保	
介護休業規定（子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための時間外労働の制限、所定外労働の制限等）	

3 その他（サービス評価の実施状況及び法人における不祥事等）

ア 公表制度の評価

小項目（評価指標）	点数
公表制度による評価	公表されているレーダーチャート7分野の平均（最大値5） ×4

4 選考会における総合的な評価

1～3の評価内容及び自由記載項目並びに検証調査結果を踏まえ、選考会委員による総合評価を行う。